

## 滋賀県環境影響評価審査会議事録

---

1. 日時 平成 29 年 2 月 24 日（金） 10:00～12:30
  2. 場所 滋賀県大津合同庁舎 7-C 会議室
  3. 議題 滋賀県版環境影響評価技術ガイドの作成について
  4. 出席委員 市川会長、和田副会長、浦部委員、奥村委員、中井委員、中嶋委員、平山委員、松四委員
  5. 内容 滋賀県版環境影響評価技術ガイドの作成についての説明および質疑応答
- 

### 【議事概要】

#### ○議題について

##### **[事務局が滋賀県版環境影響評価技術ガイドの全体の概要について説明]**

（会長）

技術ガイドの全体の概要について、御意見・御質問をお願いします。

（委員）

5冊の分冊は、国のガイドと同じ項目分けでしょうか。

（事務局）

2つめと3つめのガイドが、国のガイドと対応しています。

（会長）

他はいかがですか。また後でも構いませんので、それでは文化財について事務局から説明をお願いいたします。

##### **[事務局が滋賀県版環境影響評価技術ガイドの文化財の章について説明]**

（会長）

ただいまの説明について、〇〇委員から補足説明をお願いします。

（委員）

滋賀県が歴史的遺産に対してガイドを作ることは評価します。4ページの文化財の調査地域の目安を示すところで、文化財の隣接地の取扱いや、見学ルートの分断という点も踏

まえてアクセスルートに配慮することを示していること、埋蔵文化財についても、隣接地の状況を踏まえて事業計画地の状況を予測することがうたわれていることを評価します。

文化財は、今まで環境という点からは予測評価されていなかったのですが、今回、環境要素の3つのガイドの中に歴史的遺産分野として含めることが、最も評価すべきだと思います。これは滋賀県の大きな特性になりますね。国は対象としていないのですか。

(事務局)

国の制度では、文化財は対象となっていません。

(委員)

今後、県のガイドの歴史的遺産分野の分冊が、他の都道府県にも影響を与えることを考えると、ガイドを作成してゆくなかで皆様も含めて議論をしていただくことも大事ですが、ガイドを出せることがとても評価できると考えています。

(会長)

ガイドの項目に入っていること自体が素晴らしいということですね。

(委員)

今回、滋賀県が作られるのは、〇〇委員がおっしゃったように画期的ですので、モデルになるような内容にしていきたい。

いくつか質問があります。まず、1ページの表の一番下で、未指定の有形文化財はどのように評価するのですか。事業者も大変困る項目と思います。

(事務局)

これは明確な指標はありませんので、事務局としては、今後残していくべき価値の高いものかどうかを地元の担当部署にご判断いただければと考えています。

(委員)

調査手法にも関わることで、まずは文化財保護課と相談していただくことが最も大事だと思います。市町の文化財保護課が一番状況を知っていますので、文献調査やヒアリングなどで手戻りをしない意味でも、調査を有効に進める上で重要ですから、ガイドの調査手法の中に、専門部署との連携「まずは専門の窓口相談すること」をうたうことが大事だと考えます。

文化財そのものの改変は文化財保護法で守られているので、改変があるときは文化財保護の審議会で審議が行われます。環境影響評価のなかで一番文化財にとってプラスになるのは、バッファゾーンと呼んでいる文化財の周辺地域についてです。滋賀県にも世界遺

産やとても歴史的価値のある遺産が数多くあります。ものによって調査範囲は変わってくるので、3ページの調査地域の設定には慎重に考えていただきたい。

例えば、下賀茂神社のすぐ外側にマンションが建設され、大きな問題になりました。文化財保護ではブラックボックスになっているので、文化財の周辺環境やアクセスの部分を手厚くすることを環境部局に期待します。

5ページの(5)調査期間について、建造物や名勝の調査は、本当は四季が良いが、葉が落ちた冬の方が良いので、「それぞれの特性を踏まえた時期」と書く方が良いと思います。

(会長)

調査地域や時期について、事務局の考えはありますか。

(事務局)

調査地域は、明示することによって狭くなりすぎないようにしたいと考えています。

(委員)

外から対象物を見るという視点だけでなく、例えば三井寺から見る琵琶湖の風景や、借景になっている庭なども重要な観点になります。大きな文化財については、文化財担当部局と相談して、調査範囲を県が示すという方法もありかと思います。

(事務局)

文化財保護課とも相談し、より目安になるものを示したいと思います。

また、調査期間は、建造物なども冬の方が良いことを記載し、「定めがない」の部分は「特性に応じて設定する」と修正します。

(委員)

今の話にも関わりますが、記念物の中の名勝には、溪谷や海浜など自然的な要素が強い文化財があります。この調査地域を考えるときには、資料2の4ページに書かれている「近接して存在する」ということだけでは、範囲が狭くアセスメントができなくなる可能性があります。例えば、京都の天橋立では、山から砂を出さないように砂防ダムの事業を行った結果、海浜がやせてしまう事態に陥りました。これは近接する範囲ではなく、離れたところに水や土砂でつながりがあり、影響が遠くまで及んでしまった事例だと考えています。離れた場所に対しても影響が及ぶかもしれないという観点、流域という観点を持つことが重要です。4ページの表には、その観点が抜けているので、「近接するとは限らない、影響を及ぼす可能性のある範囲」を考慮できるような書き方にされると良いと思います。

(事務局)

流域という観点を読めるようにガイドに入れます。

(事務局)

アセスのように事業の影響が及ぶ範囲を検討するよりは、存在する重要な文化財に対して、どのような事業が影響を及ぼすのかを考えるという発想も必要ということでしょうか。

(委員)

そのような観点も必要とは思いますが、このガイドでは調査範囲が限定されすぎているので、思ってもいないところに影響が及んでしまうことを考慮できるように記載する必要があることを申し上げました。

(事務局)

環境部局としては、文化財保護課と相談して、指定されている文化財に影響を与える要素の洗い出しから始めることでよろしいでしょうか。

(委員)

実務的には文化財保護課と相談されることになると思いますが、ガイドの記述としては、近接と書くとき近くだけ調査すれば良いとなりかねないので、影響を及ぼす可能性のある範囲と書くなど、「事業をすれば下流側に影響が出うる」ことが含まれるように、逃げ道をつくらないことが重要だと思います。

(委員)

あるいは、文化財保護課、担当部局と協議の上、調査範囲を設定すると書く方が、それぞれの事業に対応できるのではないかと思います。最も文化財に詳しいのは文化財保護課ですので、事業が起こってから慌てるよりは、あらかじめ市町の文化財保護課で特に重要な文化財に対して影響を与えるような項目を検討いただくなど、部局で連携していただくと良いと思います。

(会長)

事例によっていろいろパターンがありますので、一つに決まってしまうように書いてください。

(事務局)

広く読めるように決めておくのですね。

(委員)

先ほどの、文化財に影響を与える要素については、対象となる文化財と事業との関係からおのずと見えてくることだと思います。

(会長)

もう一点。文化財で抜けがあったとしても、景観や、流域関係なら水質のところでは縛りがかかる可能性は十分ありますね。

(委員)

文化財担当部局は、有形、無形文化財や埋蔵文化財については精通していますが、特に名勝、天然記念物など自然系の文化財に及ぼす環境影響については理解が難しい分野ですので、文化財だけでなく、動物、植物などでも網掛けをして、二重にチェックすることが重要です。例えば、天然記念物の植物に対して、数キロ先の事業が影響を及ぼすかどうかは、文化財部局では限界があると思います。

(会長)

事務局案にはそのような文言は入っていますが、もう少し強調されますか。

(事務局)

3 ページ アの調査地域の解説には、影響を及ぼす恐れがある範囲を含めることを入れていますが、前後の文章でも抜け道がないように強調したいと思います。

(事務局)

アクセスルートだけでなく、様々な事業による影響という観点でとらえることを、事務局で考えさせていただき、書面等でご相談させていただきたいと思います。

(会長)

4 ページのように図があるとわかりやすいので、うまく工夫してください。

(委員)

環境、土木、自然保護など多くの分野に関わっていますが、今回の資料では文化財所管部局が色々なところで特に目立っています。文化財所管部局が最も知っている部署ではありますが、他の部局と連携、相談しながら影響が及ぶ地点を適切に調査できるようなガイドにすると良いと思います。

(会長)

それに加えて、技術ガイドはあくまでもガイドラインですから、これが全てではないこと、また、非常に重要な対象がある場合は、個別に考える必要があるので、そのことについては総論、第1分冊のところで出てくるということです。

(会長)

1 ページの最初の7行は前回の手引きに比べて簡略化されています。もっと滋賀県の地名や名産など具体名を入れて、滋賀県らしさを出すほうがよいと思います。

(事務局)

滋賀県らしさを表せるよう、文化財部局と相談して修正します。

(委員)

2 ページの調査手法については、文献調査、ヒアリング、現地調査は全てやってくださいということですか。

(事務局)

はい。文献だけやヒアリングだけでは抜けが出るおそれがあります。

(委員)

その調査結果を全て書くことによって、全部調査したことをチェックできるということですか。

(事務局)

はい。

(委員)

滋賀県として文化財を重要視していることが事業者に伝わるのが一番大事なことです。そうすれば、事業者は文化財に傾注しなければならないことを認識されます。さきほどの前文のところに、滋賀県の意味が伝わるよう工夫してください。

(会長)

さきほど委員が言われた調査手法 abc 3つは、全部するという事務局の意思ですね。このようなガイドに abc と書くと、その中から選んでやりなさいと取られてしまうので、全て必要であることを明記するほうが良い。

(事務局)

全てやっていただくことを明記します。

(委員)

動植物に関わる記念物に関して、別の分冊である生物多様性の分野で用意されると思いますので、そちらのガイドを参照できるようにすること。

逆に、生物多様性分野の分冊を作るときには、文化財指定された動植物が含まれる場合は文化財の手続をすることを、互いに参照できるようにしておく必要があります。

(事務局)

重なっている部分があることがわかるように入れさせていただきます。

(会長)

はい。それでは、伝承文化の説明を事務局からお願いします。

#### **[事務局が滋賀県版環境影響評価技術ガイドの文化財の章について説明]**

(会長)

ただいまの説明について、〇〇委員から補足説明をお願いします。

(委員)

これまでのアセス図書では、伝承文化としては無形文化財の祭りや行事などしか挙がってこなかったのですが、今回、ガイドの作成にあたり、生活の場を入れることを提案しました。遠いところで行われる祭りを列挙するよりは、その地域の住民にとって大切にされていることが挙がってくればよいと思います。例えば山の神の祭りには、祭神の木の人形を取ってくる場が大切ですが、無形民俗文化財としては挙がってきません。地域の住民が大切にしている場所などを調査していただければよいので、そのことが事業者にも分かるようなガイドにすることを考えました。

(会長)

委員の皆様から御意見を伺います。

(委員)

3ページの表の調査すべき内容で、担い手を把握することと、必要があれば担い手本人から意見を聴取するという項目はないのでしょうか。明示的に書かれていないように思います。

(委員)

必要です。

(会長)

表の伝承文化の種類の前に、主体を書かれたら良いでしょう。

(事務局)

主体として、担い手を把握することを入れさせていただきたい。

(委員)

1 ページの表に、可能であれば災害伝承を入れていただきたいと思います。その理由は、ある寺の古文書に、今から約 350 年前に土砂崩れで川がせき止められて寺の石段の 3 段目まで水位が上がったという伝承があり、実際にその古い石段が残っていましたが、その寺が石段を取替えてしまい、災害伝承が途切れてしまったことを目撃したからです。災害があったことを県や当事者が把握していないと、あっという間に途切れてしまいます。

(事務局)

「伝説、言い伝え」の具体例として、災害伝承を入れたらいかがでしょうか。

(委員)

それがよいです。災害の履歴が言い換えられて、伝説というかたちや地名で残っているところがありますので、少しでも気づける可能性が増えると思います。

(会長)

最近災害も多く、災害のたびにそのような話は出てくるので、具体例にいれれば良いでしょう。

このような内容や、最初に〇〇委員が言われていた話は、本体に書ければよいのですが、本体に書きにくければ、前書きのところに入れたらよいかと思います。

(事務局)

地域住民の視点や、何が重要かを踏まえて、このような調査をしてくださいということ、前書きに入れるなど工夫してみます。

(委員)

1 ページの対象とすべき具体例に里山が入っています。これは、ヒアリングで今でも使われているような里山を明らかにして、保全するということですか。

ヒアリング対象の人選が、特に重要になりますね。今までの調査会社の人員とは別に、伝承文化に詳しい方が調査をするようになるのでしょうか。

(事務局)

例えば里山でしたら、地域の方が里山の木を薪やほだ木に使っておられたといった生活がそこにあったことについて、調査対象であることを明確にすることにより、事業者もあらかじめ把握して準備することができます。

(会長)

今までも、個別の事業でそれぞれ専門の委員が指摘されて、事業者が調査されてきたのですが、あらかじめガイドに書くことによって、事業者も準備ができるということでしょう。

(委員)

7ページの伝承文化に関する環境保全措置で、「区域、設計等の変更等により、伝承文化に係る事物や場の分布地を除外する。」とありますが、ここに「可能な限り最大限」など加えられないでしょうか。護岸工事の現場では、木を切ったり、岩を撤去する必要が必ずしもない場所であっても、設計図にないからという理由でそれを取ってしまうケースがあります。地元の人に聞いてみると、昔から使われていた場所であることもあります。工事の目的上必要であれば仕方がないのですが、自然物を残せるところは残すということを強調する表現になってほしいと思います。

(会長)

評価のところの「実行可能な範囲内」というのが、アセスでいう最大限回避するという姿勢です。「実行可能な範囲内」とは、文面どおりではできる限りという意味に感じられますが、事業者としては最大限努力を払いますという意味です。

(委員)

目に付くような文化財や祠など人造物だけでなく、自然物もということですね。工事で必要なところ以外は、最大限残せるところは残すという方針で工事を行ってくださいという表現にしてほしいです。現状変更を最小限にすることが大切です。

(会長)

必要以上に自然に手を付けないで、ということを書ければよいのではないですか。

環境保全措置に入れると他とのバランスが取れなくなると思いますので、前文に入れるなど検討してください。

(事務局)

どこかに入れられるよう検討します。

(会長)

アセス審査の時に、委員が指摘されるということもできます。

(委員)

アセス対象とならない中小の事業で、川が直線化されることが多々あります。

(事務局)

さきほどの文化財も、今回も御意見をいただきました。滋賀県がアセスにあたり何を大切にしているかを前文でしっかり書くことが大事だと思います。先ほどの現状変更についても必要最小限とするといった観点も盛り込めるようこれから検討させていただきたいと思います。

(委員)

1 ページの表の伝承文化の具体例が文化財の表と比べて抽象的です。地域で大切にされている場となると、「信仰の場」で書かれている河川や湧水、木々も「地域の生活文化の場」に重なってきます。災害の履歴は「伝説、言い伝え」と「信仰の場」の寺社仏閣に関わってきます。文化財の表の具体例の欄では、カッコ書きで題があつてその後に具体例が書かれていますので、それも踏まえて、前文とこの表に具体例などわかりやすい表現で示すとガイドとして適切になると思います。

(会長)

文化財は有形のものが対象で、具体例の欄で項目が2段に分かれるものもありますが、伝承文化は無形のものが対象で、項目が一つ少なくなっています。

(委員)

伝承文化は重なっているところがとても多いので、小さなものも忘れずに見いだせるように、見えてはいるがいろいろなところに重なっているものも伝承してゆけるようにすることを、ガイドに分かるように書ければいいと思います。

(会長)

事務局と〇〇委員をお願いします。

(事務局)

例をもっと挙げると分かりやすいとも思いますので、これからもアドバイスをお願いします。

(委員)

前文の最後の段落「祭りや行事等の調査対象が存在しないことが明らかである場合を除き、要素として選定することが必要である。」とは、祭りや行事がないが、生活の場があるときは選定されないのでしょうか。

(事務局)

生活の場があれば、選定されます。これは、既に開発された区域を再開発する場合など、必ず選定しなければならないものではないことを示しています。

(委員)

今は全く人が住んでいない山の中でも、その山が何十キロも離れた村落の信仰の対象の場になっていることもあります。近くの人に聞いてもわからず、行政の担当部局にヒアリングするなどして調べる必要があるかと思います。岩倉などは、今の若い方はご存じないでしょうし、山の中だから全く何もないとは思わないと思います。

(会長)

文化財のところ、2，3行目で「文化財が存在しない場合もしくは未知のものも存在しないことが明らかである場合を除き」では、未知のものが存在する可能性がある場合は調査をしなくていいことになってしまう。これは「文化財が存在しない場合および未知のものも存在しない場合を除き」となります。

(事務局)

大きな考え方として、基本的に調査をしてくださいというスタンスであれば、このあたりの文章を入れない方がよいかもしれませんが、いかがでしょうか。

(会長)

これは、事業者が調査して、何も存在しないことを明らかにすれば、項目選定しなくてよいということですので、そこが分かるように両方書いていただければよいと思います。

それでは、事務局から今後の進行について、説明をお願いします。

(事務局)

今回の文化財、伝承文化の章について、本日のアドバイスも踏まえて修正作業を進めま

して、改めて〇〇委員と〇〇委員にご相談させていただきたいと考えています。

文化財と伝承文化以外については、国が発行を予定している技術ガイドを踏まえて作業を進めて参りますので、今後の審査会で順次議論をいただいて仕上げたいと考えています。

(事務局)

今日の議論をいただいて、特に文化財と伝承文化については、今まさに消えようとしている部分に光を当てるということを再確認させていただきました。また、このガイドを作ることによって、滋賀県としてこれらを大事にしているということを事業者に改めて自覚していただいて、より環境に配慮した事業にさせていただくという意味があることを改めて感じました。

(会長)

さきほどの説明では、〇〇委員、〇〇委員と私が確認したらガイドが決まるということですか。

(事務局)

修正版を作らせていただいて、そのボリュームや修正具合によって、文書で確認をいただくか、もう一度審査会でご確認いただくかを相談させていただきたいと思います。

(会長)

技術ガイドの最初でもありますし、大事なことです。できればもう一度審査会で最終確認をしていただくほうがいいと思います。

委員の皆様はいかがですか。その方がよろしいですね。

それでは、もう一回審査会で確認させていただければ有り難いです。

(事務局)

はい。そうさせていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

これで本日予定されている議事が終わりました。

【終了】